

外来感染対策向上加算に係る当院との連携内容

国立病院機構函館病院

(1) 院内感染対策に関するカンファレンスの実施

- 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）の院内感染管理者は、「少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。」とされています。
- ∴ 当院は、感染対策向上加算1に係る届出を行っており、感染対策向上加算2・3、および外来感染対策向上加算を算定する医療機関との合同カンファレンスを保健所・医師会と連携して年4回計画し、その開催をご案内します。

(2) 新興感染症の発生等を想定した訓練の実施

- 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）の院内感染管理者は、「感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症等の発生を想定した訓練に年1回以上参加していること。」とされています。
- ∴ 当院は、感染対策向上加算1に係る届出を行っており、(1)の年4回の合同カンファレンスのうち、1回は新興感染症等の発生を想定した訓練を併せて計画することとし、その開催をご案内します。

(3) 抗菌薬の適正使用に係る情報提供（助言）の実施

- 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）は、院内の抗菌薬の適正使用について、「連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。」とされています。
- ∴ 当院は、感染対策向上加算1に係る届出を行っており、連携する感染対策向上加算2・3、および外来感染対策向上加算を算定する医療機関から随時の相談を受け付けるとともに、当院の抗菌薬適正使用支援チームから、適時の情報発信をします。

(4) 有事の際の地域連携に係る体制の協議

- 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）は、「新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。」とされ、その内容は、保健所や地域の医師会を含め有事の際に速やかに連携できるよう、必要な情報やその共有方法について事前に協議し、協議した内容を記録しておくこととされています。
- ∴ 当院は、感染対策向上加算1に係る届出を行っており、この加算に係る「有事の際の地域連携に係る体制」については、保健所等とも調整のうえ、当院と連携される診療所（クリニック）様にご案内します。

(5) 「連携強化加算」を算定される診療所（クリニック）様への対応

- 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）が、さらに「感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関に対し、年4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っている。」場合、連携強化加算を算定できるとされています。
- ∴ 当院は、感染対策向上加算1に係る届出を行っており、「連携強化加算」にかかる当院との連携を希望される診療所（クリニック）様は、報告等についてご相談ください。